



平成28年5月16日

各 位

会 社 名 日東富士製粉株式会社  
代表者名 代表取締役社長 下嶋 正雄  
(コード：2003、東証第1部)  
問合せ先 総 務 部 長 坂田 喜章  
(TEL. 03-3553-8781)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月16日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成28年6月29日開催予定の第119回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 平成28年3月18日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、当社は、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限移譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 当社普通株式について、10株を1株に併合することによる当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条を変更するとともに、全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第8条を変更するものであります。  
本定款一部変更は、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件とし、株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって発生する旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過をもって、削除するものといたします。
- (3) インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう変更案第16条を新設するものであります。
- (4) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役につきましても、期待される役割を十分に発揮できるように、損害賠償責任を限定する契約を締結することを可能とするため、現行定款第30条第2項の変更を行うものであります。なお、本改正に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (5) 上記変更に伴い、必要となる条数の調整、その他文言の整理を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成28年6月29日(水)

定款変更の効力発生日 平成28年6月29日(水)

(第6条及び第8条の効力発生日は平成28年10月1日(土))

#### 4. その他

本日別途、「株式併合、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」を開示しております。

以 上

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条(省略)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条(省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億5,000万株</u>とする。</p> <p>第7条(省略)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>第9条～第11条(省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第15条(省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第16条～第18条(省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>8名以内</u>とする。</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2～3(省略)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2 <u>補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条(現行どおり)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u></li> </ol> <p>(削除)</p> <p>3. 会計監査人</p> <p>第5条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,500万株</u>とする。</p> <p>第7条(現行どおり)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第9条～第11条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第15条(現行どおり)</p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令の定めに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第17条～第19条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>7名以内</u>とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、3名とする。</u></p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2～3(現行どおり)</p> <p>第22条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任した監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効</u></p>

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長及び取締役副社長各 1 名を定めることができる。

第 23 条(省略)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条～第 26 条(省略)  
(新設)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名捺印又は電子署名を行う。

第 28 条(省略)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」と云う。）は、株主総会の決議によって定める。

第 30 条(省略)

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

#### 第 5 章 監査役及び監査役会

第 31 条～第 39 条(省略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

力は、当該選任のあった株主総会后、2 年後の定時株主総会開始の時までとする。

第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長及び取締役副社長各 1 名を定めることができる。

第 24 条(現行どおり)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 26 条～第 27 条(現行どおり)

第 28 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同上第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。

第 30 条(現行どおり)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 32 条(現行どおり)

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(削除)

(削除)

#### 第 5 章 監査等委員会

第 33 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 34 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することがで

<p>(新設)</p>	<p>きる。  <u>第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名捺印又は電子署名を行う。</u>  <u>第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人の責任</p> <p>第 40 条(省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 41 条～第 44 条(省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人の責任</p> <p>第 37 条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 38 条～第 41 条(現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>第 1 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 119 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>第 2 条 第 6 条及び第 8 条の変更は、平成 28 年 10 月 1 日をもって効力が発生するものとし、同日の経過をもって、本附則第 2 条を削除する。</u></p>

以 上